

新潟県条例第14号

新潟県保健所条例等の一部を改正する条例

(新潟県保健所条例の一部改正)

第1条 新潟県保健所条例(昭和63年新潟県条例第35号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正後部分」という。)が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

改正後				改正前			
別表第1 (第1条関係)				別表第1 (第1条関係)			
名称	位置	所管区域		名称	位置	所管区域	
(略)				(略)			
長岡保健所	長岡市	長岡市 <u>小千谷市</u> 見附市 三島郡		長岡保健所	長岡市	長岡市 見附市 三島郡	
魚沼保健所	魚沼市	魚沼市		魚沼保健所	魚沼市	<u>小千谷市</u> 魚沼市	
(略)				(略)			
別表第2 (第2条関係)				別表第2 (第2条関係)			
項	所掌事務	保健所の名称	所管区域	項	所掌事務	保健所の名称	所管区域
1	(1) 大麻取締法(昭和23年法律第124号)及び新潟県大麻取締法施行条例(平成12年新潟県条例第20号)に基づく監督に関する事務	(略)		1	(1) 大麻取締法(昭和23年法律第124号)及び新潟県大麻取締法施行条例(平成12年新潟県条例第20号)に基づく監督に関する事務	(略)	
		長岡保健所	長岡市 柏崎市 <u>小千谷市</u> 見附市 三島郡 刈羽郡			長岡保健所	長岡市 柏崎市 見附市 三島郡 刈羽郡
		南魚沼保健所	十日町市 魚沼市 南魚沼市 南魚沼郡 中魚沼郡			南魚沼保健所	<u>小千谷市</u> 十日町市 魚沼市 南魚沼市 南魚沼郡 中魚沼郡
	(2) 毒物及び劇物取締法(昭和25年法律第303号)及び新潟県毒物及び劇物取締法施行条例(平成12年新潟県条例第21号)に基づく監督に関する事務(地域保健法(昭和22年法律第101号)第9条の規定により知事が別表第1に掲げる保健所の長の <u>全て</u> に委任するものを除く。第6号において同じ。)	(略)			(2) 毒物及び劇物取締法(昭和25年法律第303号)及び新潟県毒物及び劇物取締法施行条例(平成12年新潟県条例第21号)に基づく監督に関する事務(地域保健法(昭和22年法律第101号)第9条の規定により知事が別表第1に掲げる保健所の長の <u>すべて</u> に委任するものを除く。第6号において同じ。)	(略)	
	(3) 覚せい剤取締法				(3) 覚せい剤取締法		

<p>(昭和26年法律第252号)及び新潟県覚せい剤取締法施行条例(平成12年新潟県条例第22号)に基づく監督に関する事務</p> <p>(4) 麻薬及び向精神薬取締法(昭和28年法律第14号)及び新潟県麻薬及び向精神薬取締法施行条例(平成12年新潟県条例第23号)に基づく監督に関する事務</p> <p>(5) あへん法(昭和29年法律第71号)に基づく監督に関する事務</p> <p>(6) 薬事法(昭和35年法律第145号)に基づく監督に関する事務</p> <p>(略)</p>	<p>(昭和26年法律第252号)及び新潟県覚せい剤取締法施行条例(平成12年新潟県条例第22号)に基づく監督に関する事務</p> <p>(4) 麻薬及び向精神薬取締法(昭和28年法律第14号)及び新潟県麻薬及び向精神薬取締法施行条例(平成12年新潟県条例第23号)に基づく監督に関する事務</p> <p>(5) あへん法(昭和29年法律第71号)に基づく監督に関する事務</p> <p>(6) 薬事法(昭和35年法律第145号)に基づく監督に関する事務</p> <p>(略)</p>
--	--

(新潟県児童相談所設置条例の一部改正)

第2条 新潟県児童相談所設置条例(平成11年新潟県条例第60号)の一部を次のように改正する。
 次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を削り、同表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

改正後			改正前		
別表第1 (第2条関係)			別表第1 (第2条関係)		
名称	位置	所管区域	名称	位置	所管区域
(略)			(略)		
長岡児童相談所	長岡市	長岡市 柏崎市 <u>小千谷市</u> 見附市 三島郡 刈羽郡	長岡児童相談所	長岡市	長岡市 柏崎市 見附市 三島郡 刈羽郡
南魚沼児童相談所	南魚沼市	十日町市 魚沼市 南魚沼市 南魚沼郡 中魚沼郡	南魚沼児童相談所	南魚沼市	<u>小千谷市</u> 十日町市 魚沼市 南魚沼市 南魚沼郡 中魚沼郡
(略)			(略)		

(新潟県地域振興局設置条例の一部改正)

第3条 新潟県地域振興局設置条例(平成13年新潟県条例第60号)の一部を次のように改正する。
 次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を削り、同表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

改正後			改正前		
別表第5 (第2条関係)			別表第5 (第2条関係)		
所掌事務	名称	所管区域	所掌事務	名称	所管区域

保健に関する事務（別表第5の3の所掌事務の欄に掲げる衛生に関する事務を除く。）並びに福祉に関する事務のうち母子家庭及び寡婦の福祉に関する事務	(略)	
	長岡地域振興局	長岡市 小千谷市 見附市 三島郡
	魚沼地域振興局	魚沼市
	(略)	

保健に関する事務（別表第5の3の所掌事務の欄に掲げる衛生に関する事務を除く。）並びに福祉に関する事務のうち母子家庭及び寡婦の福祉に関する事務	(略)	
	長岡地域振興局	長岡市 見附市 三島郡
	魚沼地域振興局	小千谷市 魚沼市
	(略)	

別表第5の2（第2条関係）

所掌事務	名称	所管区域
福祉に関する事務（別表第5の所掌事務の欄に掲げる福祉に関する事務を除く。）	(略)	
	長岡地域振興局	長岡市 柏崎市 小千谷市 見附市 三島郡 刈羽郡
	南魚沼地域振興局	十日町市 魚沼市 南魚沼市 南魚沼郡 中魚沼郡
	(略)	

別表第5の2（第2条関係）

所掌事務	名称	所管区域
福祉に関する事務（別表第5の所掌事務の欄に掲げる福祉に関する事務を除く。）	(略)	
	長岡地域振興局	長岡市 柏崎市 見附市 三島郡 刈羽郡
	南魚沼地域振興局	小千谷市 十日町市 魚沼市 南魚沼市 南魚沼郡 中魚沼郡
	(略)	

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。